

蕪崎市営総合運動場  
夜間照明設備撤去・新設事業  
要求水準書

令和4年5月

蕪 崎 市

韮崎市営総合運動場夜間照明設備撤去・新設事業  
要求水準書

目 次

1	本事業に関する基本事項.....	1
2	本事業に関する基本要件.....	2
3	照明設備に係る要求水準.....	3
4	実施設計業務に関する事項.....	4
5	施工管理業務に関する事項.....	4
6	その他.....	5

## 1. 本事業に関する基本事項

### (1) 本書の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、韮崎市（以下「本市」という。）が韮崎市営総合運動場夜間照明設備撤去・新設事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、本事業を実施する受注者（以下「受注者」という。）に要求する施設整備の水準を示し、プロポーザルに参加する者の提案に具体的な指針を与えるものである。

受注者は、本事業が完了するまで、本書に規定されている事項を遵守しなければならない。

### (2) 既存施設の概要

①	施設の住所	韮崎市本町4丁目9-2
②	敷地面積	23,000㎡
③	照明設備	120灯 メタルハイドランプ 1,000W × 120灯 照明柱 5基（鉄塔）
④	受変電設備	高圧受変電設備 1式
⑤	施設詳細	添付図面参照

### (3) 事業内容

本事業は、以下の工事の設計・施工・監理業務を行うものである。

- ① 照明設備改修工事
- ② 既存照明柱撤去工事
- ③ 照明柱新設工事
- ④ 受変電設備改修工事

### (4) 適用基準等

本事業を実施するに当たっては、各種関連法令及び次に掲げる適用図書を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照らし準拠すること。ただし、同等の水準・機能を有すると本市が認めたものは、この限りでない。

- ① 適用図書（各仕様書等最新版とする。）
  - (ア) 公共建築設計業務委託共通仕様書
  - (イ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）
  - (ウ) 建築物解体工事共通仕様書
  - (エ) 建築工事監理業務委託共通仕様書
  - (オ) 公共建築工事積算基準
  - (カ) その他関連する適用図書
- ② 各種基準・指針等
  - JIS Z 9127:2011
  - JIS A 5373:2016
  - (ア) 光害対策ガイドライン
  - (イ) 建築基礎構造設計指針
  - (ウ) その他関連する基準・指針等

## (5) 要求水準の変更

### ① 要求水準の変更理由

本市は、事業期間中に、下記の事由により、要求水準を変更する場合がある。

(ア) 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき。

(イ) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。

(ウ) 本市の事由により、業務内容の変更が必要なとき。

(エ) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

### ② 要求水準の変更手続

本市は、要求水準を変更する場合、事前に受注者に通知する。要求水準の変更に伴い、受注者に支払う対価を含め、契約書の変更が必要となる場合、必要な変更を行うものとする。

## 2. 本事業に関する基本要件

### (1) 事業実施体制

① 本事業の特性や専門性に対応した事業実施体制を構築すること。

② 市内企業の活用に十分配慮すること。

### (2) 適切な工程・計画

① 設計・施工一括方式のメリットを生かした工期短縮に努め、本施設の工事完了日である令和6年3月29日に遅れが生じないようにすること。

② 本施設は当該工事期間中も使用されるため、施設の運営に影響を与えないよう工程を調整すること。

③ 現在、本市が検討している事業スケジュールは、以下のとおりである。受注者は、事業全体のスケジュールに整合させ、各業務の工程を調整すること。

(ア) 設計業務 令和4年8月下旬から令和4年12月29日まで

(イ) 施工業務 令和5年1月上旬から令和6年2月29日まで

### (3) 円滑な競技運営に対する配慮

① 本施設は、サッカー場、野球場、ソフトボール場と多様な用途が見込まれるため、JIS規格など各用途の照明に関する各種基準にも配慮するなど、円滑な競技運営を支える照明整備に努めること。

② 従来から開催されてきた各種イベント等の運営に支障をきたさないよう配慮すること。

### (4) ランニングコスト削減に対する創意工夫

本要求水準を遵守しつつ、ランニングコスト削減のため創意工夫すること。

### (5) 保守管理に対する配慮

① 日常的な利用はもちろん、故障時や経年劣化による修繕の対応など、保守管理体制・費用に対するきめ細かな配慮をすること。

② 使用機器は、耐久性、メンテナンス性に対して十分配慮すること。

### (6) 幅広い利用者に対する配慮

将来行われる可能性のある各種イベント（地域交流イベント等）の開催も考慮し、幅広い利用者に対応した照明計画とすること。

(7) 環境に対する配慮

- ① 地球環境はもとより、本市の気候風土などに十分に配慮した計画とすること。
- ② 敷地外に対する漏れ光の影響について、きめ細かく検討し、可能な限り低減するよう努めること。

### 3. 照明設備に係る要求水準

(1) 一般事項

- ① 高効率機器の採用及び省エネルギー手法の採用により、エネルギーの節約を図ること。
- ② 機器の操作性、保守点検及び更新等保全業務の容易な設備計画とすること。
- ③ 機器の不具合発生時は、迅速に不具合を是正できるよう配慮すること。
- ④ 配線ルートは可能な限り、既存の埋設配管ルートを使用し、電線等の架空配線は行わない計画とすること。
- ⑤ 必要がある場合は、埋設配管等の改修、増設等を行うこと。
- ⑥ 事業スケジュールに支障がないよう必要な各種許認可、届出等の手続を実施すること。  
また、本市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを提出すること。

(2) 照明設備に関する事項

- ① 総合運動公園の光環境は、野球場、ソフトボール場、サッカー場それぞれの使用区分を想定し、各競技において J I S Z 9 1 2 7 : 2 0 1 1 運動競技区分Ⅲの要件を満たすこと。
- ② 使用する照明器具は、以下の要件を満たすこと。  
(ア) 光源寿命(光束維持率85%)は、40,000時間以上とすること。  
(イ) -20℃~+35℃の温度範囲において、問題なく動作すること。
- ③ 照度は、練習時及び一般競技のほか、イベント等の種別に応じて切替が可能なように計画すること。
- ④ 照明の制御は、本市が指定する部屋で行うことができること。
- ⑤ 観客と周辺地域にも漏れ光が生じないように配慮すること。
- ⑥ 落下防止ワイヤー等、照明塔からの落下防止対策を施すこと。
- ⑦ 十分な耐候性・耐食性・耐風性を確保すること。

(3) 照明柱に関する事項

- ① 照明柱の数は、原則として5基以上とすること。
- ② 設置位置は、野球場、サッカー場の基準を参照し、適切に配置すること。
- ③ 既存照明柱の撤去は、基礎を含め全て撤去すること。
- ④ 基礎の設計に当たっては必要に応じて地質調査を行うこと。
- ⑤ 建築基準法等の関係法令に準拠した構造であること。

(4) 電気設備に関する事項

- ① 設備の設置位置は配電計画・設備の点検など維持管理の容易性を総合的に考慮すること。
- ② 設備周辺には、入り口の施錠が可能な保護柵等を設置するなど、関係者以外が容易に立ち入ることができないための対策を講じること。  
また、必要に応じて、仮設設備にも対策を講じること。

#### 4. 実施設計業務に関する事項

(1) 業務範囲

受注者は、本書、事業提案書等に基づき、本施設を整備するため必要な設計を行うこと。

(2) 業務期間

事業全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。

(3) 留意事項

設計は、以下の点に留意して行うこと。

- ① 本市と十分に協議すること。
- ② 実施設計期間中に、本市へ中間報告を行ったのち最終案を作成すること。

(4) 提出書類

① 設計図書

(ア) 共通

設計書、仕様書、図面リスト、配置図、仮設計画図

(イ) 建築設計図書

平面図、立面図、断面図、矩形図、その他必要な図面等

(ウ) 電気設備設計図書

システム配線図、構造図、構造計算書、その他必要な図面等

② 建築確認申請手続に必要な図書

③ その他本市が求める資料

#### 5. 施工管理業務に関する事項

(1) 業務範囲

受注者は、本書、契約書、設計図書、提案書等に基づき本施設の照明設備改修事業を行う。

(2) 業務期間

事業全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。

(3) 着工前の業務

① 各種申請業務

受注者は、本施設の施工業務に必要となる各種許認可、届出等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、本市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを提出すること。

② 近隣調査及び準備調査等

(ア) 着工に先立ち、工事に関して本市が必要に応じて説明会等を行う場合は、これに同席すること。

(イ) 本事業の工事が周辺地域の生活環境に与える騒音、振動等の諸影響について、あらかじめ検討し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。

(ウ) 工事に関する近隣からの苦情等については、受注者の責任において適切に対応し、処理を行うこと。

③ 着工時の提出書類

受注者は、工事着手前に、工事全体工程表等を作成し、本市に提出して承認を得ること。

#### (4) 施工期間中の業務

- ① 受注者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び提案書に従って本施設の工事を実施すること。
- ② 受注者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ③ 受注者は、設計及び工事の進捗状況等を本市に定期的に報告するほか、本市から要請があれば、別途、報告を行うこと。
- ④ 本市は、受注者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。
- ⑤ 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ⑥ 工事により発生した廃棄物等については、法令等を遵守し、適切に処理、処分すること。
- ⑦ 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと
- ⑧ 電源ケーブル、通信ケーブル、上・下水道管、ガス管等の既存インフラと干渉する場合又はその切り回しなど改修を行う場合は、本市に事前に協議を行うこと。

#### (5) 竣工後の業務

- ① 受注者による竣工検査  
(ア) 受注者は、自らの責任において、竣工検査及び設備等の試運転を実施すること。  
(イ) 本市は、受注者が実施する竣工検査及び設備等の試運転に立会うものとする。  
(ウ) 受注者は、本市に対して竣工検査及び設備等の試運転の結果を報告する。
- ② 本市による工事完成検査  
本市は、受注者による竣工検査及び設備等の試運転並びに前項の検査終了後、当該設備について、受注者の立会いの下で、工事完成検査を実施する。  
なお、受注者は、設備等の取扱いに関する本市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。
- ③ 竣工図書の提出  
受注者は、本市による工事完成検査に必要な工事写真、工事に関する書類を本市に提出すること。提出する書類については、本市と協議のうえ、決定することとする。

#### (6) 保険

受注者は、自らの負担により、必要と考えられる保険に加入するものとする。

### 6. その他

- (1) 工事期間中は、定例打合せを実施すること。
- (2) 必要に応じて、関係諸機関と十分に協議すること。
- (3) 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本特記仕様書に定めのない事項については、本市及び受注者の協議によるものとする。